

下田まち遺産を未来へ!

まち遺産とは・・・

下田の人たちが昔から大切にしてきたもの。そしてこれからも大切にしていきたいもの。それが「下田まち遺産」です。

自然



下田のまち遺産を未来につなげていくことが、景観計画を進めるうえで大切なことだと思います。

- ①本物である
- ②人々にとって誇りである
- ③地域の特徴をなしている
- ④持続性がある

まち遺産の要素

文化



歴史



人の暮らし



下田の人たちの自然や歴史を大切にしていって個性豊かなまちが表現されたとき、下田らしいまちなみを創っていくことになるのだと思います。

下田市景観計画(素案)及び景観まちづくり条例の骨子(案)ができました!

平成19年度に開催した景観まちづくり会議での意見や景観アンケートなどを参考に、下田市景観づくり市民会議において、景観計画の素案及び景観まちづくり条例の骨子案を作成しました。

景観計画とは・・・

下田に住んでいる人が、毎日うれしく暮らせるまち。
下田にきた観光客の人が、楽しく過ごせるまち。
下田がそんなまちであるために、
下田の風景や歴史的な建造物を生かし、
美しいまちなみをつくらう!
そのためのルールづくりを考えるのが景観計画です。

具体的には、建物を建てる際に配慮していただくことや景観的に重要な建造物や樹木を守っていく方法、道路や公園・河川などを整備する際に、どのように景観に配慮するかなどを定めています。また、景観条例では、「下田まち遺産」を支えるしくみ、身近にできる景観まちづくりのしくみ、それらを支援するしくみを定めています。

地域別の意見交換会を開催

11月中旬から12月上旬に市内6地域で地域別意見交換会を開催し、合計82名の方々にご参加いただきました。皆さんからいただいた意見を参考に、景観づくり市民会議で検討を進め、平成21年度中の策定を目指します。



稲生沢地域での意見交換会

意見交換会での資料を配布しています

「景観計画(素案)及び景観まちづくり条例骨子(案)」についての詳しい内容は、ホームページに掲載してあるほか、建設課においても配布しています。地域別意見交換会に参加できなかった方や興味がある方は、ぜひご覧ください。

問合せ先：建設課都市住宅係 ☎22-2219
E-mail kensetsu@shimoda.shizuoka.jp



長寿医療制度はこうなります!

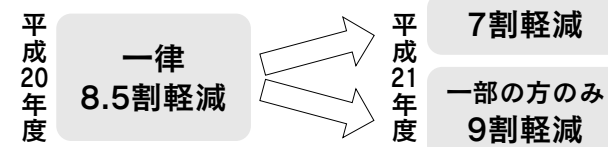
—平成21年度変更点のお知らせ—

今年度からスタートした長寿医療制度(後期高齢者医療制度)については、年度途中において保険料の追加軽減措置や保険料の納付方法の一部見直しが行われました。この見直しされた事項は、時限的な措置として行われたものもありましたので、平成21年度はどのように取り扱われるのかについてお知らせをします。

保険料の軽減措置はこうなります!

○均等割の軽減

世帯の所得の合計が33万円以下(7割軽減)にあたる人は、平成20年度は一律8.5割の軽減措置がとられていますが、平成21年度は、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合のみ9割軽減となります。



○所得割の軽減=平成20年度と同様の措置

所得割を負担する人のうち、所得の低い人(年金収入153万円から211万円まで)について、5割軽減。

保険料の納付方法はこうなります!

平成20年度の措置

特別徴収(年金から天引き)の対象者のうち、
①国保の納付実績で2年間滞納等がない人
②連帯納付義務者のいる年金収入180万未満の人は、口座振替による納付が可能。
連帯納付義務者=世帯主・配偶者

平成21年度の措置

上記①②の要件は基本的になくなり、年金からの天引きと口座振替の選択制となります。ただし、下田市では①の要件は継続させる予定です。
国民健康保険の特別徴収対象者も同様の対応になります。

被用者保険の被扶養者だった人の軽減措置はこうなります!(均等割の9割軽減が継続)

平成21年度は、4月から9月の保険料負担の凍結が解除され、均等割36,000円の9割軽減分の額が賦課されることとなります(途中加入の場合は月割りになります)。

保険料負担の凍結措置	均等割額を9割軽減	均等割額を9割軽減
保険料負担なし	保険料1,800円	保険料3,600円
4月~9月	10月~3月	4月~3月
平成20年度		平成21年度

長寿医療制度 Q&A ①

長寿医療制度に関して、市役所に寄せられた質問の中から特に多かったものを問答形式でまとめました。



Q 私は今年75歳になりますが、国民健康保険の保険証の期限が誕生日の前日までになっていて、ずっと待っているのですがそれ以降のものが家に届きません。どうして・・・?



A 75歳の誕生日から、どの人もそれ以前に加入していた医療保険を抜けて、長寿医療制度に加入することになります。従って、あなたの場合は国民健康保険の保険証は、今後届かないこととなります。なお、長寿医療制度の保険証が、誕生日の2週間前くらいに郵送されます。



Q 先日、長寿医療の保険料の督促状が届きました。市の税金関係は、全部口座から引き落とすように手続きをしてあったので、長寿医療も自動的に口座から振替になるかと・・・?



A いいえ。長寿医療制度は新たに始まった制度なので、口座振替を行うためには、新たに申し込みが必要になります。お手数ですが、預金通帳、通帳届出印、納付書をご持参のうえ、下田市税等を扱っている金融機関もしくは市役所で口座振替の申請手続きを行ってください。

問合せ先：健康増進課国保年金係 ☎22-3922